

(請求人) 様

白岡市監査委員 鬼久保 勝臣

白岡市監査委員 石原 富子

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和4年9月16日に提出されました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理由）

法第242条第1項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

請求人は、令和3年度白岡市公共下水道事業損益計算書における「その他未処分利益剰余金変動額」と令和3年度白岡市公共下水道事業剰余金計算書における「その他未処分利益剰余金変動額」が符合していないにもかかわらず、監査委員が、それを看過し、市長に提出した決算審査意見書において「係数は正確である」と結論づけたことが、違法又は不当な財産の管理及び財産の管理を怠る事実等に該当する旨、主張していますが、財産の管理とは、当該財産の財産的価値の維持、保全又は実現を直接の目的とする運用を指すものと解されており、監査委員による決算の監査は、財産の管理に当たらないことから、住民監査請求の対象となる財務会計行為に関する主張ではありません。

また、議会事務局の職員が、質疑通告書の受理を拒否したこと及び産業建設常任委員会において請求人の質疑を遮ろうとしたことを挙げ、これらの行為が法第121条第1項に反する違法な行為であるとし、当該職員の違法性を主張していますが、住民監査請求の要件である白岡市の執行機関又は職員の財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実を主張していません。

したがって、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断するものです。